

次期奈良県環境総合計画の位置付けについて

1. 計画の位置付け

奈良県環境基本条例第 10 条に規定する基本計画であるとともに、気候変動適応法第 12 条に規定する地域気候変動適応計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条に規定する行動計画として策定する。

本計画は、社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すものである。

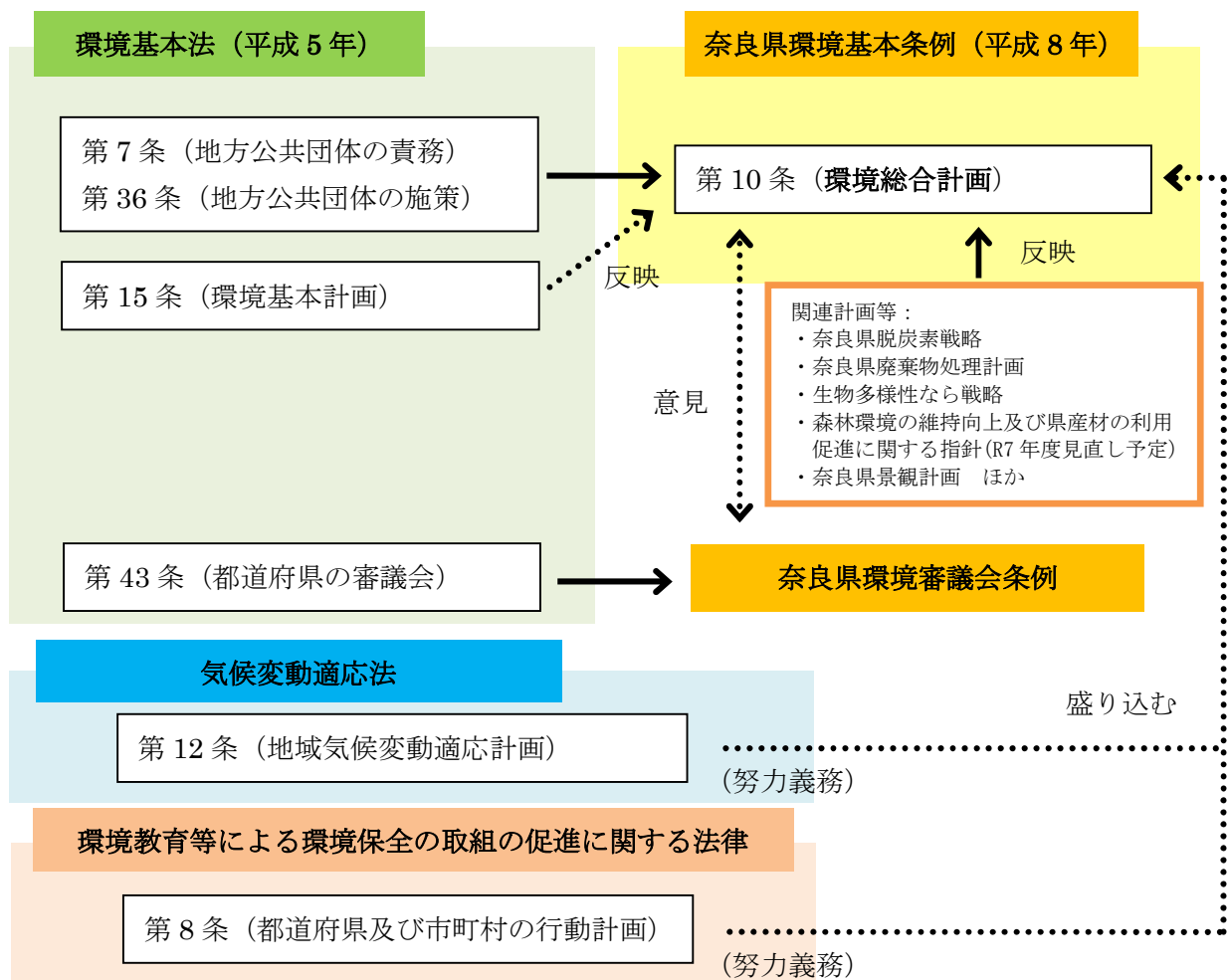
2. 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 か年

3. 計画の名称

奈良県環境総合計画（2026-2030）

4. 法的根拠等



※地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）は、令和 7 年 3 月策定の「奈良県脱炭素戦略」において位置付けしている。